

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第三三三号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、法律の規定に基づく一定の国外派遣組織に属する選挙人の投票の機会を確保するため、これらの者に係る国外における不在者投票の制度を創設するとともに、南極地域において科学的調査の業務を行う選挙人の投票の機会を確保するため、これらの者に係る衆議院総選挙及び参議院通常選挙のフアクシミリ投票を行えるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国外における不在者投票制度の創設

法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち、その長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有すること、当該組織が国外の特定の施設又は区域に滞在していること、この要件を満たす組織であつて、不在者投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるものを、特定国外派遣組織とし、この組織に属する選挙人で国外に滞在する者のうち職務等のため選挙の日投票することができないと見込まれる者の投票について、不在者投票の方法により行わせることができるとする。

二、南極地域観測隊の隊員等のファクシミリ装置による投票

南極地域観測隊の隊員等で、南極地域にある科学的調査の業務の用に供される施設又は本邦とその施設との間において南極地域観測隊を輸送する船舶に滞在する者のうち、職務等のため選挙の当日投票することができないと見込まれる衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、ファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができることとする。

三、施行期日

公布の日から起算して、一については九月を、二については六月を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行する。